

# 例会報告

## Rotary



第2766回例会  
令和6年12月20日

ロータリーの  
マジック

会員増強委員会

- 例会日 毎週金曜日 12:30~13:30
- 例会場 高山市花里町 3-33-3 TEL 34-3988  
大垣共立銀行高山支店 4F
- 会長 米澤 久二
- 幹事 田中 晶洋
- 会報委員長 阪下 六代

### <会長の時間>

本年最終の例会となりました。会長の任期も半年が過ぎようとしています。皆様には大変お世話になり、ありがとうございました。

今日は高山西RCの大きな課題となっている2件についてお話しします。

1件目は事務局の中澤さんの退職についてです。

中澤さんから来年2月末をもって退職するという申し出がありました。長年にわたり大変大きな貢献をいただきましたので退職はととても残念です。ハローワークに求人登録をいたしましたので、後任者はハローワークを通しての募集になります。応募者の面接を随時行っていききたいと思います。面接については会長、副会長、幹事、会長エレクト及び副幹事で行います。お知り合いの方がおられましたらハローワークを通じて応募願います。

2件目は会費の件です。

先般の理事会で休会の会員及び非営利団体（自治体）の役職員の会費について決議されました。細則の改定が必要ですので、事前に皆様に改定案を提示し総会に諮らうと思っております。

- ・非営利団体（自治体含む）の役職員 半期6万円特別会費なし  
例会出席の際に食費を徴収
  - ・休会の会員 半期10万円 特別会費なし
- NPOなどの非営利団体や自治体の役職員さんは、もともと社会に対して奉仕の活動をされているわけで、そういった方々をクラブに迎え入れることはクラブの活性化につながると思います。非営利団体等はどちらかと言うと収益性が低いので、会費の負担が、個人になると思います。要は入会者のハードルを下げる必要があります。

また従来、休会の会員は皆様と同様な負担をお願いしていました。負担を軽減するため半期10万円に下げたいと思います。

この件についてご意見 ご質問があれば直接、会長幹事又は理事役員にお寄せください。

来年もよろしくお願いたします。



### ◎ロータリーの友事務所より

- ・2025-26年度ロータリーの友 表紙を飾る絵 大募集  
応募資格: 国内在住ロータリアンおよびロータリープログラム参加経験者  
応募要件: 長辺70cm程度の郵送可能な平面作品 (画紙・画材不問)  
※応募はデジタルデータにて

締切: 2025年2月28日(金)

詳細: 『友』ウェブサイト「表紙募集」

### <例会変更>

- 高山中央 … 1月6日(月)は、定款により 休会  
1月13日(月)は、法定休日のため 休会  
1月20日(月)は、新年家族例会のため  
18日(土) 18:00~ひだホテルプラザで変更

### <受贈誌>

高山RC(会報)、下呂RC(会報)、米山記念奨学会(ハイライトよねやま vol297)、(一財)比国育英会バギオ基金(2023年度事業報告書)

### <出席報告>

出席	Make-Up	出席者数	会員数	出席率
26名	-	26名	36名	78.79%



12月25日結婚記念日  
大村 貴之さんへお祝い品贈呈

### <幹事報告>

◎美濃加茂高等学校長・IA部長、美濃加茂RC会長・IA委員長より  
・第38回インターアクト飛騨・中濃・東濃グループ協議会ご臨席のオカ  
ガバナー補佐 岡田 賛三 さん、AGS 下屋 勝比古さんへ

### ◎2660地区ガバナーより

- ・ロータリー大阪・関西万博開幕祭 申込期限延長のご案内  
当初12月6日締切予定を、2025年1月31日まで延長

### ◎ガバナーより

- ・ガバナー事務所・地区事務所 年末年始休暇のお知らせ  
12月26日(木)~1月5日(日)  
緊急連絡先: 地区代表幹事 的場 敏訓

### ◎ガバナーエレクトより

- ・ガバナーエレクト事務所 年末年始休暇のお知らせ  
12月26日(木)~1月5日(日)  
緊急連絡先: 次期地区代表幹事 安田 健三

### <本日のプログラム> 会員増強委員会

委員長 高井 道子

みなさん、こんにちは。今日は会員増強委員会の担当委員会で、きただに経営・労務事務所代表、北谷智久先生にご講話をお願いしました。プロフィールをご紹介します。1977年高山市出身、東京都市大学経済学部卒業です。大学卒業後、首都圏および地元の地域金融機関に22年間勤務されました。2020年の4月にコンサルタントとして独立でされ、得意分野としては人材育成・資金調達・事業継承との事です。

今回は県の「男女共同参画講座」としてお越し頂いておりますので、アンケート提出が必須条件になっております。お手元にお配りしておりますアンケート用紙にご回答頂き、お帰りの際に必ずご提出下さい。それでは北谷先生、宜しくお願いいたします。



# 例会報告

## セクシュアルハラスメントの問題について

きただに経営・労務事務所  
代表 北谷 智久 様



高山西ロータリークラブの皆様、こんにちは。今日は「男女共同参画」の出席講座をご利用いただき、本当にありがとうございます。本講座では、セクハラ防止が社会的責任の一環であるということだけでなく、高山西ロータリークラブの更なる発展、特に女性会員の増加につながる重要な取り組みである、とご理解いただく事を目的としております。まず男女共同参画事業ですが、女性活躍職支援センターと言いまして、県の事業で行っているものでございます。岐阜県で、働きたいのに働いていないという女性が約6万人いると言われております。まあ、これはなぜかという、女性が活躍できる仕事が少ないと言うことですね。働く上で女性をご自分で働き甲斐を感じられる仕事が非常に少なく、先ほど高井さんともお話していましたが、やっぱり県外に流出してしまう女性の方が非常に多いと言うことで、県としても女性が活躍できるような職場を増やしていこうという事で女性活躍支援センターを設立して、こういった出席講座なども行っております。本日その一環でご利用いただいているという事をご理解いただければと思います。

最近、男女平等に対する意識が高まって来ていると言うことで、特に女性会員が安心して参加できるような環境を整えるということ、普段の魅力を高めるための大きな鍵になってくると思われまます。男女平等を求められているという時代の流れにつきましては、本日ご参加の皆様も、充分ご理解されていることだと思います。しかし一方、冗談のつもりだった、また親しみの表現の一部という意図で行った発言や行動が誤解を生んでしまう、悪気ない言動がセクハラと受け止めてられてしまうようなケースが後を絶たないという現状があります。そして多くの会員の方が企業経営者であるという事を考えますと、皆様にとってもセクハラ防止というのはクラブ活動だけではなく企業経営においても共通する重要な課題と考えられると思います。今回の講座では、セクハラと定義してその影響などを再確認していただきたいと思ひます。そして、女性会員を含む全てのメンバーが安心して活躍できる場を提供するために役立てていただければと思います。

本日は時間にも限りがありますので3点お話しさせていただきます。一つ目が気を付けたい最近の裁判事例2つと言うことで、セクハラに係る判例をお話しさせていただきます。二つ目がセクハラの特徴、パワハラと比べるとセクハラなかなかに表に出て来づらい、と言う特徴がある。なぜなのかということをお話させていただきます。そして三つ目は、組織としてセクハラをしないようにするための改善策です。

では一点目の裁判事例です。一つ目は不必要なスキンシップという事で、医療法人職員の訴えで、職員が診断書について理事長に説明しようと隣に立った所、肩に手を回して抱き寄せる等の身体接触が月一回程度繰り返された。理事長としてはスキンシップの認識でいたが、裁判ではセクハラと判断されました。しかしわいせつ性は高くなく悪質でないという評価となり、慰謝料は30万円となりました。これは肩に手を回して抱き寄せたという事なので、理事長とするとそれはスキンシップ、近くに来てもらって一緒にその診断書を見せようという意図で、わいせつな目的は一切ないという主張だと思われまます。裁判所としては、悪質性は高くはないけれどもセクハラ認定する、という事です。参考事例としてもう一つお話しするのは、触ったのではなく触らせた、という事例です。これは自身が雇用する女性職員に事務所で複数回肩や腰のマッサージを求めて行かせた。雇用主の求めを断りにくい事務員に対して、複数回、

身体的接触を伴うマッサージを行わせるという、一般的に性的不快感を与える行為で、同意もない以上、原告の人格権を侵害する違法なセクハラに該当する、という判例です。これも男性側からすると、純粋にマッサージしてもらいたかった、肩や腰のコリを感じる、女性職員に純粋にマッサージを求めたという主張でしたがセクハラという判決となった、という例です。

厚生労働省の『クハラ防止指針』によりますと『「性的な言動」とは、性的な内容の発言、及び性的な行動を指す』と定義されています。『「性的な行動」には、性的な関係を強要すること、必要なく身体を触ること、わいせつな図画を配布すること等が、それぞれ含まれる』とされています。このポイントは必要なく身体に触ること、ということで、必ずしも例えば胸とかお尻とかそんな性的な部分ではなくても、特に女性にとっては触られることはすごく苦痛を感じるものであるということで、セクハラにあたると言われています。私も就職した時、だいたい今から25年ぐらい前だと思いますが非常に驚いたことがあって、私と私以外の女性三人配属され、初日に支店の全職員の皆さんに挨拶に行った所、60歳過ぎて再雇用で入られた方が、女性三人に対して突然お腹を触ったんです。女性もすごくびっくりしてショック受けていましたが、私も非常に驚きました。お腹ですし、ただのスキンシップの一環という事だとは思いますが、これは今であれば完全にアウトということになります。ただこの方、他の女性に対して平気で胸とかお尻とか触っていました特に異常でしたが、当時は許されるというか、大きな問題にはなりません。しかし、今であればかなりの問題になっていたと思ひます。

では事例の二つ目、ジェンダーハラスメントです。こちらは警察官しかも警視という非常に上の立場の方の行った事例です。研修会後の懇親会において、同僚の女性警官が氷かワインを運んできてくれた際に「ありがとう」に加えて「〇〇ちゃん可愛いところあるやんか、普段からそうしてや」などと発言した。こちらは一見するとセクハラではないのですが、ジェンダーに対する偏見、女性は女性らしく、男性は男性らしく、を相手に強要する発言はアウトであると。裁判所は、発言は性差別的な一定の価値観を押し付ける内容で人格権を違法に侵害するものであり、不法行為が成立する、つまり違法だと判断しました。その他、どのような事例があるか五つ上げます。一つ目は職場での性的な冗談。「今日は色っぽいね」などの性的な冗談を繰り返す行為が、職場環境を害したと見なされ裁判で違法とされました。二つ目は不必要な身体への視線。具体的内容としては、特定の部下の身体をジロジロ見る行為が、精神的苦痛を与える行為だとして、触っていないと裁判所ではセクハラと判断しました。三つ目セクシャルなニックネームの使用。「セクシー〇〇ちゃん」「可愛い〇〇ちゃん」などと呼び続ける行為にも被害者が不快感を示し、裁判でセクハラに該当する、と判決が出ています。四つ目、結婚や出産に関する発言、具体的には「いつ結婚するの?」とか「子供はまだ?」といったプライバシーに踏み込む質問が問題視されて違法と判断されています。こちら特に男性は悪気なく言っている言葉であるような気がしますが、例えば、30代半ばぐらいの独身の女性に「早く結婚しないと子供産めなくなっちゃうかもよ」などと、本当に心配して言っているケースも中にはあるかもしれません。でも、女性には非常に不快に感じるものなので、気を付けて頂きたいものです。最後に、女性社員だけに特定の業務を割り振る事例。具体的には女性社員だけに接待やお茶くみを指示してこれに不快感を覚えた社員が訴えた所、ジェンダー差別と共にセクハラとして認定されています。こちら普通のように感じますけれども、社員が「これはおかしいのではないか?」と訴えた場合、ジェンダー差別とされる可能性があるということなので、これから気をつけなきゃいけないのかなというふうに思ひます。

ここまで事例をご紹介しましたがけれども、ではなぜセクハラはパワハラと違って表に出にくいのかお話ししていきます。セクハラは

# 例会報告

特徴として6つ挙げております。一つ目が羞恥心やプライバシーの問題。セクハラは性的な内容を含みまして、話題にする事を被害者自身が恥ずかしいと考えてしまうという特徴があります。特に性的な発言、行為に関する訴えというのがプライバシーに関わるという事で周囲に知られたくないと思って黙ってしまうということがあります。そして自己責任意識、自分に落ち度があったのではないとか、誤解をされるような言動を自分がとったのではないとか、と言うことで被害者自身、自分が悪いと思ひ込んでしまっって声を上げにくくなってしまふということがあります。さらに被害者の立場に対する疑念。これは、被害者が大げさに言っているだけなのではとか、わざと大きな問題にしようとしているのではとか、思われてしまうかもしれないとの不安から被害を訴えづらい、という状況があります。また加害者の権力構造。立場的に男性の方が上の場合が多くあつて、自分が声を上げる事によって立場・評価が悪くなるのではないかと、仕事を続けられなくなるのではないかと、そういう懸念から表に出しづらい、ということがあります。さらには密室性や証拠の不足。セクシャルハラスメントは他の人が見てないところで行われやすいもので、しかも言葉が発せられた、接触された自体の証拠はないという事で、本当かどうか信じられにくいと言う事もあります。後は事後対応の不透明性。これはセクハラを訴えた後、周囲が真剣に考えてくれるのかに対する疑念。男性優位社会の中で女性が声を上げた時に、会社や組織がちゃんと対応してくれるかどうか信用できないために声を上げられない、ということがあります。しかしこの六つの原因以上に、男性は男性らしく、女性は女性らしくといったジェンダーの固定概念が大きいのではないかと考えます。中高年層の、昔は全く問題なかったという時代を過ごしている人たちからすると、男性優位や性別役割に関する偏見は根強く残っており、その結果セクハラが黙認されやすくなってくるような状況です。

ではセクハラが中々表に出て来にくい状況はわかつたところで、今後どうやって改善策をとっていくのか。例えば皆さんは経営者ですから、自社でセクハラが起きない状況をどう作っていくのかをお話します。一つ目は意識改革のための教育と研修です。セクハラが実際にどんな問題を引き起こし、どのような裁判や社会的批判に繋がったか、具体的な事例を上げて説明していくということです。高齢者等にはかつて普通であった行動が今では問題とされるという時代の変化を強調していくことで改善を図ることが出来ます。それから法律や社会規範の理解を促進していくということです。セクハラ防止に関する法律、例えば男女雇用機会均等法ですけれども、職場の人にわかりやすく説明していくということです。特に違法行為に該当するケースなど、その結果によってどうなってしまうのかということ具体的に伝えていくということです。後は実際の職場で、セクハラの実例などを疑似体験していただいて、そこでどう思うか、どう対策をとっていいのかが皆で話し合つて進めていく、ロールプレイやワークショップ形式を取り入れると効果が出ると考えます。改善策の二つ目としては、中高年特有の価値観への配慮です。中高年の方は自分が否定されたり非難されたりすると反発しやすいという特徴があります。そこで尊敬を基盤としたアプローチをしていくことがポイントになってくると思います。これまでの経験や知識を活かして、次世代の模範となつて頂きたいという建設的なメッセージを伝えていくということです。そして時代の変化の共有ということで、社会全体が変わりつつあるという大局的な視点を共有して、個人だけでなく社会的責任一環として行動を変える意義を説明していきます。最後改善策の三つ目です。リーダーや同世代のロールモデルの活用として、同世代からの啓発としていますが、中高年の方々が尊敬する同世代や職場のリーダー、ここで言えばやはり社長の皆様を通じてセクハラ防止の重要性を伝えていくと言う事が大事だと思います。同世代からのメッセージと言うのは説得力が非常に高く受入れやすいです。それから成功例の共有としてセクハラ防止に成功した職場の取り組みを紹介して、それが職場

環境の改善に繋がり結果的に生産性が向上したなどの事例を強調していく事が必要かと思ひます。

最後の締めになります。セクハラは先ほど話したように中々声が出てこない、表に出てこないという特徴があります。ですから自分が知らない内にセクハラをしているのかもしれない、と気づくことが第一であると思ひます。被害を訴える事が出来ずに辞めてしまう女性の方、結構いると思ひます。しかし、私も含めてですが、ひょっとしたらその一端が自分にあるのかもしれない、とまず思うこと、ここがスタートではないでしょうか。自分はそんな事はしていない、と普段から思つていても、女性は男性以上に性的な発言・接触に対して非常に敏感ですし、非常に傷つきやすいと言う性質があります。ひょっとしたら自分が気軽なコミュニケーションの一環だとか、ちょっとからかっただけ、と思つて発したつもりの言葉で女性を非常に傷つけているということもあるかもしれないと言うふうに、まず考えていくことが大事かなと思ひます。セクハラ防止は一過性の取り組みではなく、長期的な課題として取り組むテーマです。まずは皆さま自身が、セクハラ防止の模範となる行動を取っていくことが重要です。この研修を皆様の気づきの一部として頂ければ幸いです。本日はご静聴ありがとうございました。

## <ニコニコボックス>

### ●米澤 久二さん、田中 晶洋さん

先日の忘年会に参加頂きました皆様、お疲れ様でした。楽しく語り一年の疲れが吹き飛びました。令和6年もふと10日余りとなり、本日が最終例会です。今年もありがとうございました茶。新年も宜しくお願ひ致します。本日はきただに経営・労働事務所の北谷智久様のご来訪を心より歓迎いたします。卓話を楽しみにしております。

### ●高井 道子さん

本日は県の事業として、きただに経営・労働事務所 代表 北谷智久様をお迎えしてセクシャルハラスメントについての講話をお願ひ致しました。現代の経営に必要な知識を沢山お話しして頂こうと思ひます。よろしくお願ひ致します。

### ●長瀬 達三さん

家内の誕生日にお花をありがとうございました。北谷さんようこそお越し下さいました。

### ●堀 幸一郎さん

高山工業高校OBの代表として、姉妹都市であるという知識だけで12月5日～11日までデンバー市へ行って来ました。「パレード・オブ・ライツ」という年1回のクリスマスの時期に行われる地元TV局主催の一大イベントに、修復した屋台と一緒に袴姿で参加してきました。30組以上ある参加団体の先頭でしたのでいかに高山市を特別に扱つて頂いているのが分かりました。1960年に姉妹都市提携され、諸先輩方から受け継がれたこの絆を大切にしなければならぬ事を身をもって感じました。まさに今回プライスレスな体験をさせて貰いました。

### ●狛土 貞吉さん、田近 毅さん、阪下 六代さん、内田 幸洋さん 田中 武さん、門前 庄次郎さん、堺 和信さん、垣内 秀文さん 大村 貴之さん、田邊 淳さん、榎坂 純一さん、熊谷 高志さん

今年も残すところわずかとなり、最後の例会となりました。皆様にはニコニコへのご協力、心より感謝申し上げます。来年4月には台北東海RC30周年式典への参加、新年度の60周年記念式典開催と特別会計からの支出が大変多く見込まれます。今後とも更なるニコニコへのご協力をお願いいたします。良い年をお迎え下さることを心よりお祈り申し上げます